

事務事業一元化に向けた現況調書

事前協議	25-1	提案	H13.9.27		
事前協議項目	25 各種事務事業の取扱い			専門部会名	行財政部会
事務事業の名称	1 総務・企画関係事務事業(総務関係)			備考	

	項目	現況			摘要
		更埴市	戸倉町	上山田町	
1	公告式の取扱い	1. 掲示場 市内9ヶ所	1. 掲示場 町内3ヶ所	1. 掲示場 町内5ヶ所	
2	行政改革大綱	(更埴市行政改革大綱) H7年度策定(目標年H12年度) H13年度見直し予定	(戸倉町行政改革大綱) H10年度策定(目標年H13年度) H13年度見直し予定	(上山田町行政改革大綱) H10年度策定(目標年H15年度) H15年度見直し予定	
3	行政手続制度	H8年に行政手続条例を制定。 条例に基づく処分及び届出並びに市の機関が行う行政指導に関する手続に関し共通する事項を定める。	(同左)	(同左)	
4	情報公開及び個人情報保護制度	(更埴市情報公開及び個人情報保護に関する条例) 1. 情報公開請求できるもの 何人でも	(戸倉町情報公開条例) 1. 情報公開請求できるもの 何人でも (戸倉町個人情報保護条例)	(上山田町情報公開及び個人情報保護に関する条例) 1. 情報公開請求できるもの 町内に住所を有する者及び町内に勤務する者等	
5	市(町)長の資産等の公開に関すること	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条により、法の規定に準じて条例を制定。 土地、建物、預貯金、有価証券、自動車、ゴルフ会員権などの一定の資産等について記載した資産等報告書を作成し、閲覧の請求に応じなければならない。	(同左)	(同左)	
6	法律相談	1. 対象者 更埴市民 2. 実施回数 毎月1回(2時間で5人程度) 3. 委託先 上田佐久地区在住弁護士会 4. 委託料 360,000円/年(1回30,000円)			
7	寄付募金制度	健全な募金活動のために、事前に許可あるいは届出を受理。 1. 実施方法 総額50万円を超える募金・・・許可 総額50万円以下の募金・・・届出		寄付募集行為を公明にし、募資金品の経理の公正を図るとともにその濫行を防ぐ。 1. 実施方法 法令によるものを除くほか、許可を受けなければならない。 2. 寄付募金審査委員会の設置 寄付募金に関する事項について町長の諮問に応じ調査審議する。	

	項目	現況			摘要
		更埴市	戸倉町	上山田町	
8	姉妹都市	愛媛県宇和島市 (S48年締結) 富山県新湊市 (H9年締結)		岩手県下閉伊郡山田町 (S60年) 千葉県匝瑳郡光町 (H8年)	
9	市(町)章・市(町)民 憲章・市(町)花木・市 歌の取扱い	市章 (S37年6月制定) 更埴の「こ」と「し」を組み合わせて図案化 市民憲章 (S54年6月制定) 1. きれいな水と清い 空緑あふれるまちをつくりま す。 2. おもいやりを深め ゆたかな心の結び合うまちを つくります。 3. からだをきたえ たくましく楽しく働くまちをつくり ます。 市歌 (S40年12月制定) 作詞 宮武 淳 補作 勝 承夫 作曲 飯田信夫 市の花木 (S54年6月制定) あんず	町章 (S35年9月制定) 戸倉の「戸」を中心に周囲に「ウ」が9個で「倉」を表 している。9は大字戸倉・磯部・上徳間・内川・千本柳・ 小船山・若宮・羽尾・須坂の部落が手をつないだ和を 表している。 町民憲章 (S60年3月制定) 1. 山川と緑を愛し美しい町をつくります。 2. 温かく心のふれあう明るい町をつくります。 3. 健康で仕事にはげみ活気ある町をつくります。 4. 教養と文化をたかめ清新な町をつくります。 5. 安全ときまりをまもり住みよい町をつくります。 町花 (S60年3月制定) つつじ・まつよいくさ・きく 町木 (S60年3月制定) やまざくら やなぎ えんじゅ	町章 (S60年11月制定) カミヤマダの「カ」を図案化し、町民の「和」と将 来に向かって「躍進」する町の姿を象徴した。 なお、全体の形は、大林山・八頭山・冠着山の 三山と千曲川の流れを表す。 町民憲章 (S60年11月制定) 1. 自然を敬愛し、美しく住みよい町をつくりましょ う 2. 思いやりを深め、心ゆたかな町をつくりましょ う 3. 健康で仕事にはげみ、活力ある町をつくりまし ょう 4. 教育を尊重し、創意にみちた文化の町をつく りましょ 5. こどもの幸せを願い、すこやかな青少年の育 つ町をつくりましょ 町花 (S60年11月制定) ヤマツツジ 町木 (S60年11月制定) ヤマザクラ	
10	表彰制度	個人及び団体で市政等の振興に功労のあった者 に対して表彰状を交付し、表彰する。 多額の寄付をした者に感謝状の交付する。 市職員で優秀な成績で職務の遂行に特に貢献し た者への表彰または感謝状の交付。 市長表彰は、毎年、市政施行記念日の6月1日 に行う 感謝状等はその都度行う 表彰対象者は、助役を委員長とする表彰審査委 員会の意見を聞いて市長が決定する。	個人及び団体で町政等の振興に功労のあった者 に対して表彰状を交付し、表彰する。 多額の寄付をした者に表彰状の交付する。 町職員で10年勤続し退職した者への感謝状の交 付。 功労者表彰は、毎年7月1日に行う 感謝状等はその都度行う 表彰対象者は、表彰審査委員 (助役・収入役・教育 長・総務課長)の意見を聞いて町長が決定する。	個人及び団体で町政等の振興に功労のあった 者に対して表彰状を交付し、表彰する。 多額の寄付をした者に表彰状の交付をする。 町職員で多年職務に精励し、優秀な成績で、職 務の遂行に特に貢献した者には、表彰状及び功 労章を交付する。 功労者表彰は、毎年11月に行う 感謝状等は、その都度行う 表彰対象者は、表彰審査委員 (常勤の特別職の 職員・議員・自治会連合会長・知識経験者・課長 等)の意見を聞いて町長が決定する。	
11	都市宣言	更埴市には9つの都市宣言が制定されている。 1. 安全都市宣言 2. 明るい選挙都市宣言 3. 部落解放都市宣言 4. 平和都市宣言 5. 福祉都市宣言 6. 健康づくり都市宣言 7. ゆとり都市宣言 8. 暴力追放都市宣言 9. 環境都市宣言	戸倉町は8つの事項について宣言している 1. 交通安全宣言 2. 平和宣言 3. 部落解放宣言 4. 青少年健全育成宣言 5. 飲酒運転撲滅宣言 6. 暴走族追放宣言 7. 青色申告・振替納税推進宣言 8. シートベルト着用宣言	上山田町は5つの事項について宣言している。 1. 平和の町宣言 2. 暴力追放に関する宣言 3. 明るく正しい選挙推進の町宣言 4. 青少年健全育成の町宣言 5. 部落解放の町	

	項 目	現 況			摘 要
		更 埴 市	戸 倉 町	上 山 田 町	
12	名誉市(町)民	<p>市民及びゆかりの深い者で、学術、文化、産業、経済、その他各般にわたって市及び国家の反映進展に貢献し、市民の尊敬の的として仰がれる者に「更埴市名誉市民」の称号を贈る。</p> <p>名誉市民は、市長が市議会の同意を得て決定する。</p> <p>名誉市民 故 近藤壤太郎氏 (元滋賀県、神奈川県知事) 故 北村匡登氏 (初代更埴市長) 故 倉石忠雄氏 (元衆議院議員) 児玉幸多氏 (学習院大学名誉教授)</p> <p>名誉市民の特典 市が行う式典等への招待 公共施設使用の便宜等</p>	<p>学術、技芸その他文化の進展に貢献し、その事績卓絶で世の敬仰を受け本町に縁故の深いものは議会に諮りその議決を経て名誉町民に推挙することができる。</p> <p>名誉町民 故 児玉豊次郎氏 故 児玉ツヤ氏 故 宮入近治氏 故 坂井千代氏</p> <p>名誉町民の待遇 町の公の式典の参加 名誉町民章の贈呈 町の施設の使用に関する使用料及び手数料の減免 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰</p>		

事務事業一元化に向けた現況調書

事前協議	25- 1	提案	H13.9.27		
事前協議項目	25 各種事務事業の取扱い			専門部会名	行財政部会
事務事業の名称	1 総務・企画関係事務事業(消防防災関係)			備考	

	項目	現況			摘要
		更埴市	戸倉町	上山田町	
1	地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき作成。市・防災関係各機関等の責務と事務、業務を規定。防災予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画を定める。	(同左)	(同左)	
2	災害時体制の整備	<p>1.警報等による警戒(注意体制) 気象警報の発令時等に総務課を中心設置し、河川情報システム(フリクス)による千曲川の状況や雨量計(消防署、沢山、大池)による雨量観測等の情報を収集 事業課では関係職員が待機するとともに、現場情報を収集 関係事業課による対応</p> <p>2.警戒本部の設置(警戒体制) その後の状況判断により関係部長と協議し、警戒本部を設置 事業部では班編成で現場配置し、警戒及び初期活動を実施</p> <p>3.災害対策本部の設置 その後の状況判断により部長会議で検討し、市長の判断で災害対策本部を設置 災害対策本部は、消防署会議室に設置</p>	<p>1.警報等による警戒(事前配備) 配備検討委員会(町三役、総務課係長以上、消防担当職員)が配備を決定したとき。震度4を観測したとき、又は気象警報の発令時等に、総務課を中心設置し、河川情報システム(フリクス)による国土交通省千曲川工事事務所観測所の降雨・水位情報や、雨量計(消防署)による雨量観測等の情報を収集 各課長は必要な職員を配置して警戒活動を実施</p> <p>2.警戒本部の設置(警戒体制) 気象警報の警戒宣言が発令された時期に警戒本部を設置 課長等と総務課各係長及び総務係の職員、課長等に指名された職員は直ちに警戒配備につく</p> <p>3.災害対策本部の設置 災害が発生したとき・(暴風、大雨・洪水警報が発令され)恐れがある場合で町長が必要と認めるとき、震度5強以上を観測したとき、災害対策本部を設置 災害対策本部の開催場所は、役場庁舎3階大会議室とする。</p>	<p>1.警報等による警戒(事前配備) 配備検討委員会(助役<不在の場合は収入役>、総務課長、消防長)が配備を決定したとき。震度4を観測したとき、又は気象警報の発令時等に、総務課を中心設置し、河川情報システム(フリクス)による国土交通省千曲川工事事務所観測所の降雨・水位情報や、雨量計(消防署)による雨量観測等の情報を収集各課長は必要な職員を配置して警戒活動を実施</p> <p>2.警戒本部の設置(警戒体制) 気象警報の警戒宣言が発令された時期に警戒本部を設置 課長等と総務課各係長及び総務係の職員、課長等に指名された職員は直ちに警戒配備につく</p> <p>3.災害対策本部の設置 災害が発生したとき・(暴風、大雨・洪水警報が発令され)恐れがある場合で町長が必要と認めるとき、震度5強以上を観測したとき、災害対策本部を設置 災害対策本部の開催場所は、役場庁舎2階総務課に置く。</p>	

	項目	現況			摘要
		更埴市	戸倉町	上山田町	
3	災害時における応援協定の取扱い	<p>市町村間の相互応援協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山県新湊市 災害時の相互応援 救急救護協定 ・更級医師会、埴科医師会 ・更級歯科医師会 災害時の医療救護 物資協定 ・コープながの、ちくま農協 災害時における生活物資の供給等 郵便局との協定 ・更埴郵便局 避難所への郵便差出箱の設置、避難場所・物資集積場の提供、被災状況の情報提供 その他 ・(株)セレスポ 避難所の設置、テントの貸出し 	<p>救急救護協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更級医師会、埴科医師会 ・埴科歯科医師会 災害時の医療救護 物資協定 ・コープながの、ちくま農協 災害時における生活物資の供給等 郵便局との協定 ・戸倉町内郵便局 避難所への郵便差出箱の設置、避難場所・物資集積場の提供、被災状況の情報提供 	<p>市町村間の相互応援協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県匝瑳郡光町 災害時の相互応援 物資協定 ・コープながの、ちくま農協 災害時における生活物資の供給等 郵便局との協定 ・上山田町内郵便局及び戸倉郵便局 避難所への郵便差出箱の設置、避難場所・物資集積場の提供、被災状況の情報提供 	
4	災害時における住民への告知手段の取扱い	<p>(屋外告知放送施設)</p> <p>有線放送のない地区を中心にテレビ更埴の配線を活用し設置。 雨宮、稲荷山、桑原、八幡各地区に計17基。</p> <p>(屋代有線放送)</p> <p>(埴生有線放送)</p>	<p>(オフトーク通信)</p> <p>N T T回線を利用し、町からの広報と災害時の通報を行う。</p>	<p>(上山田町有線放送)</p>	

項目	現況			摘要
	更埴市	戸倉町	上山田町	
5 消防団	(更埴市消防団) 定員 団長 1人 副団長 2人 分団長 12人 副分団長 12人 班長 65人 団員 336人 計 428人 分団組織及び活動区域 第1分団 屋代 第2分団 雨宮・土口・生萱 第3分団 森 第4分団 倉科 第5分団 寂蒔・鋳物師屋・打沢・小島・桜堂 第6分団 杭瀬下・中 第7分団 稻荷山 第8分団 桑原 第9分団 大池・姨捨・峯 第10分団 郡・中原 第11分団 第9・第10分団区域を除く八幡地区 ラッパ分団	(戸倉町消防団) 定員 団長 1人 副団長 1人 分団長 23人 班長 48人 団員 219人 計 292人 分団組織及び活動区域 第1自動車分団 戸倉区域 第2自動車分団 更級区域 第3自動車分団 五加区域 第1分団 磯部 第2分団 福井 第3分団 上町・上中町 第4分団 中町・今井町 第5分団 柏王 第6分団 温泉 第7分団 若宮 第8分団 芝原 第9分団 仙石 第10分団 羽尾四区 第11分団 羽尾五区 第12分団 須坂 第13分団 上徳間 第14分団 内川 第15分団 千本柳 第16分団 小船山 第17分団 新戸倉 第18分団 黒彦 ラッパ分団 救護分団	(上山田町消防団) 定員 団長 1人 副団長 1人 分団長 4人 副分団長 4人 班長 27人 団員 123人 計 160人 分団組織及び活動区域 温泉分団 温泉地域全部 中央分団 女沢北部地域 (温泉地域を除く) 南部分団 女沢南部地域 力石分団 大字力石区域	
6 消防団員報酬	団長 169,800円 副団長 107,300円 分団長 94,200円 副分団長 51,600円 班長 31,300円 団員 17,100円 計 9,914,100円 (団員1人当り 22,423円)	団長 245,600円 副団長 161,600円 分団長 65,500円 班長 32,600円 団員 14,100円 計 6,566,400円 (団員1人当り 21,238円)	団長 238,500円 副団長 160,500円 分団長 138,500円 副分団長 55,000円 班長 40,800円 団員 7,700円 計 3,221,700円 (団員1人当り 17,865円)	1市2町単純計 19,702,200円 調整方針試算 24,317,700円 (団員1人当り 27,855円)

	項目	現況			摘要
		更埴市	戸倉町	上山田町	
7	消防団員手当	機械係手当 2,700円/年(158人) 信号係手当 1,200円/年(92人) 出動手当 4時間未満 500円 4時間～8時間未満 1,000円 8時間～16時間未満 1,500円 16時間～24時間未満 2,000円 24時間以上 3,000円 ポンプ操法訓練1回につき 200円 訓練1回につき 500円 警戒1回につき 500円 その他1回につき 200円 (団員1人当り 7,508円)		技術班員手当(車両1台当り) 39,800円 出動手当(火災・風水害除く) 1,100円/1回 (団員1人当り・婦人消防隊含 8,112円)	
8	消防団運営補助事業	分団運営費 1,029,000円 ポンプ操法訓練報償費 246,000円 規律訓練報償費(@250×428人) 107,000円 水防訓練報償費(@500×150人) 75,000円 歳末夜警報償費(@500×428人) 214,000円 機械器具点検手入報償費 253,000円 市操法大会報償費 133,000円 郡操法大会報償費 60,000円 県操法大会報償費 100,000円 出初式報償費(@500×428人) 214,000円 ・ラッパ訓練報償費(@2,000×32人) 64,000円 計 2,495,000円 (団員1人当り 5,870円)	分団活動費 2,895,000円 婦人消防隊活動費 666,000円 歳末夜警報償費(@3,000×23分団) 69,000円 町操法大会報償費 83,000円 郡操法大会報償費 120,000円 県操法大会報償費 100,000円 出初式報償費 団長@50,000・副団長@30,000 分団長,班長@6,000 婦人部長,班長@3,000 462,000円 計 4,395,000円 (団員1人当り 15,155円)	分団活動費 1,669,000円 婦人消防隊活動費 317,000円 ・ラッパ隊活動費 282,000円 計 2,268,000円 (団員1人当り 14,354円)	
9	消防団員等公務災害補償	1.補償基礎額 団長及び副団長 10年未満 12,870円 10年～20年未満 13,790円 20年以上 14,700円 分団長及び副分団長 10年未満 11,040円 10年～20年未満 11,950円 20年以上 12,870円 班長及び団員 10年未満 9,200円 10年～20年未満 10,120円 20年以上 11,040円	(同左)	(同左)	

	項目	現況			摘要
		更埴市	戸倉町	上山田町	
10	消防団員退職報奨金	・5年～10年未満 団長 181,000円 副団長 171,000円 分団長 161,000円 副分団長 156,000円 班長 146,000円 団員 136,000円 ・10年～15年未満 団長 286,000円 副団長 271,000円 分団長 256,000円 副分団長 241,000円 班長 221,000円 団員 206,000円 ・15年～20年未満 団長 401,000円 副団長 371,000円 分団長 351,000円 副分団長 326,000円 班長 296,000円 団員 276,000円	(同左)	(同左)	
11	各種行事・大会・訓練等の取扱い	ポンプ操法大会 6月下旬～7月上旬 歳末特別警戒 12月28日～30日 消防出初式 1月上旬～3月下旬 総合防災訓練	ポンプ操法大会 6月 歳末特別警戒 消防出初式 1月 総合防災訓練	ポンプ操法大会 7月 歳末特別警戒 消防出初式 1月 総合防災訓練	
12	自衛消防団	区の組織として位置付けられ活動している。 組織数 33団 団員数 1,081人			
13	婦人消防隊	区の組織として自衛消防団と一体化した組織。 組織数 12隊 1隊につき5,000円を区に補助。 機械器具等の維持管理については、区で対応。	消防団の組織に属し活動している。 組織数 18隊 報酬 部長 5,000円 班長 3,000円 隊員 2,500円 機械器具の維持管理は町で対応。	消防団の組織に属し活動している。 組織数 4隊 報酬 部長 15,200円 副部長 8,100円 班長 3,800円 隊員 2,300円 機械器具の維持管理は町で対応	